

## 高知県木造住宅耐震化促進事業耐震診断士活動指針

木造住宅耐震化促進事業は、次の南海地震に備えて県民の生命の安全及び市街地の防災安全性の確保を図ることを目的とし、市町村が耐震診断を実施し、その耐震診断の結果、耐震性が不足すると判定された住宅について、その住宅の所有者が所定の基準の耐震性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を実施するものである。本活動指針では、高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱（以下、「診断士登録要綱」という。）第8条第5項の規定に基づき、耐震診断士が耐震診断士としての業務を行う際に従うべき事項を次のように定める。

### 第1 業務の実施にあたっては、以下のことに留意すること。

- (1) 当事業で知り得た家屋の情報や調査した資料等を他に漏らさないこと
- (2) 耐震診断士は、その立場を自覚し、謙虚に誠意を持って対応し業務を履行すること
- (3) 耐震診断士が業務を実施する際には登録証を携帯し、住宅所有者から求められた場合は提示すること

### 第2 住宅耐震診断は、以下のことに留意して行うこと。

- (1) 耐震診断は「改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアル」（以下、「耐震診断マニュアル」という。）に基づいて行うこと
- (2) 現地調査に先立ち、調査方法やタイムスケジュールについて住宅所有者に対して十分説明すること
- (3) 耐震診断結果報告書は速やかに作成し、木造住宅評価委員会に提出すること
- (4) 耐震診断結果報告書の作成にあたっては、次の事項に留意すること
  - イ 添付書類欄に、耐震診断に用いた認定ソフトの名称及びそのバージョンを記載すること
  - ロ 総合評価の「注意事項」欄に、地盤、地形、基礎について、特に注意を必要とする場合はその旨を、「その他注意事項」欄には、耐震診断士の所見、補強方法、その他の注意事項を整理して具体的に分かりやすく記載すること
  - ハ 地盤の状況、外観、内部、床下、天井裏の写真を添付すること
  - ニ 木造評価委員会から調査内容に関する報告を求められた場合は、「調査票」又はそれに代わる調査資料を提出すること
- (5) 地盤の判定については、地盤調査図や周囲の状況などから適切に判断をすること
- (6) 診断結果の説明は住宅所有者に分かりやすく行うこと

### 第3 耐震改修設計は、以下のことに留意して行うこと。

- (1) 耐震改修設計は耐震診断士が自らの責任において行うこと
- (2) 認定ソフトの「精密診断法」による診断又は知事が認める方法で診断すること
- (3) 精密診断法における調査については、次の事項に留意すること
  - イ 仕上げ材をはがさなければ調査できないときは、調査の目的や必要性を住宅所有者に説明を行い、了解を得てから実施すること
  - ロ 劣化度の調査については、構造材を直接に目視、打診、触診、探針などの方法を総合的に使って部材、接合部単位で行うこと

- (4) 住宅所有者のニーズに応じた補強計画とするため、次の事項に留意すること
  - イ 耐震改修後の耐震性能の目標の設定を明確にすること
  - ロ 住宅所有者に対して、補強計画に関する正確な情報提供と十分な説明を行い、了解を得ること
- (5) 耐震性の向上に寄与しない工事を同時に行う場合は、補助の対象となる金額と対象外のコ額を明確に区分すること
- (6) 耐震改修工事設計図書は、工事施工者に設計者の意図が正確に伝わるように作成すること
- (7) 地盤の状況に配慮した設計を行うこと

**第4** 耐震改修工事は、以下のことに留意すること。

- (1) 住宅所有者に選任された耐震診断士は、耐震改修工事の現場確認等を行うこと
- (2) 補強状況の現場確認記録書を登録工務店と協力して作成すること
- (3) 市町村が実施する現場検査に立ち会う場合は、事前に工程及び施工状況を把握し、円滑な検査の実施に協力すること
- (4) 耐震改修工事完了後、登録工務店が住宅所有者に提出した資料によって工事の内容をチェックしたうえで、上部構造評点が1.0以上であることを確認すること

**第5** 診断士登録要綱第11条の規定により、耐震診断士が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことがあるので留意すること。

- (1) 診断士登録要綱第3条第1項第1号に規定する建築士でなくなったとき
- (2) 各市町村から業務委託後、業務の不履行、又は期間の遅延、若しくは現地調査や相談業務等に不適當な行為があったとき
- (3) その他診断士登録要綱第9条に定める事項に違反すると知事が認めたとき